

改正

令和6年11月22日規則第30号

筑紫野市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。
- (2) 指定第1号事業者 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う者のうち、法第115条の45の5の規定により市長が指定するものをいう。
(指定又は指定の更新の申請等)

第2条 法第115条の45の5第1項又は法第115条の45の6の規定による申請は、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(令和5年厚生労働省告示第331号。以下「様式告示」という。)別紙様式第3号(4)又は別紙様式第3号(5)により行うものとする。

2 市長は、前項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定第1号事業者の指定又は指定の更新をしないものとする。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第35条の2に掲げるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでのものであるとき。
- (3) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令第35条の3に掲げるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでのものであるとき。
- (4) 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納しているものであるとき。

- (5) 申請者が、第6条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しないものであるとき。ただし、当該指定の取消しが、処分の理由となった事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合を除く。
- (6) 申請者と密接な関係を有する者が、第6条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、処分の理由となった事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合を除く。
- (7) 申請者が、第6条の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第5条第1項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (8) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から当該検査の結果に基づき指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日までの間に第5条第1項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (9) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたものであるとき。
- (10) 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当するものがあるとき。
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 第2号から第4号まで、第8号又は前号のいずれかに該当する者
 - ウ 第6条の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその役員等であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないもの
 - エ 第7号に規定する期間内に第5条第1項の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）において、同号の通知の日前60日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して5年を経過しないもの。
- (11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(12) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員となっている事業者

(13) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者

ア 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団がその運営を支配している事業者

イ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している事業者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している事業者

エ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している事業者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している事業者

（指定事業者の指定）

第3条 市長は、前条に規定する申請があったときは、法第115条の45の5第2項の規定に基づき指定の適否を審査し、当該指定の可否を決定したときは、当該申請をした者に筑紫野市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定通知書（様式第1号）又は筑紫野市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定申請却下通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の7の規定による指定第1号事業者の指定の有効期間は、当該指定の日の翌日から起算して6年とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、既に介護サービス事業の指定を受けている場合は、その指定有効期限までの期間とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

4 市外に所在する事業所で、国基準の訪問介護サービス又は国基準の通所介護サービスを提供する事業者の指定に係る基準については、当該事業所の所在する市町村の基準によるものとする。

（指定拒否）

第4条 指定事業者の指定については、当該事業所を指定することにより、筑紫野市介護保険事業計画に規定する計画量を超える場合その他の自治体における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、当該事業所を指定しないこととすることができる。

（変更の届出等）

第5条 指定第1号事業者は、当該指定に係る申請の事項に変更があったとき、又は事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、様式告示別紙様式第3号（1）、別紙様式第3号（2）又は別紙

様式第3号(3)により、市長に届け出るものとする。

2 指定第1号事業者は、指定の申請事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開しようとするときは、10日以内に、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに前項の届出を行うものとする。

3 指定第1号事業者は、第1項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に指定第1号事業のサービスの提供を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメントを行う事業者、他の指定第1号事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(指定の取消し等)

第6条 市長は、第3条の規定により指定又は指定の更新を受けた事業者が第2条第2項の各号のいずれかに該当することが判明したときは、指定第1号事業者の指定又は指定の更新を取り消さなければならない。

2 前項又は法第115条の45の9の規定により、指定第1号事業者の指定を取り消したとき、又は期間を定めて当該指定の全部又は一部の効力を停止したときは介護予防・日常生活支援総合事業指定取消等通知書(様式第3号)により行うものとする。

(事業者情報の公表及び提供)

第7条 市長は、第3条の規定による指定又は指定の更新、第5条の規定による届出の受理又は前条の規定による指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するとともに、福岡県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び生年月日

(3) 指定年月日

(4) 事業開始年月日

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業所番号

(7) その他市長が必要と認める事項

(申請等の手続における電子情報処理組織の使用)

第8条 第2条第1項又は第5条第1項の申請又は届出（以下「申請等」という。）は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。）により提出するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月22日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

筑紫野市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定通知書

第 号
年 月 日

筑紫野市長 印

年 月 日付けで申請のあった介護予防・日常生活支援総合事業者指定・指定更新申請について、筑紫野市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する規則第3条第1項の規定により、下記のとおり指定するので通知します。

記

- 1 申請者の名称
- 2 代表者の職氏名
- 3 事業所の名称及び所在地
- 4 指定年月日
- 5 有効期限
- 6 介護保険事業所番号
- 7 サービスの種類

様式第2号（第3条関係）
様式第2号（第3条関係）

筑紫野市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定申請却下通知書

第 号
年 月 日

筑紫野市長 印

年 月 日付けで申請のあった介護予防・日常生活支援総合事業者指定・指定更新申請について、指定しないので、筑紫野市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する規則第3条第1項の規定により通知します。

記

- 1 申請者の名称
- 2 代表者の職氏名
- 3 事業所の名称及び所在地
- 4 サービスの種類
- 5 理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、筑紫野市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、筑紫野市（訴訟において筑紫野市を代表する者は筑紫野市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること、又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

介護予防・日常生活支援総合事業指定取消等通知書

第 号
年 月 日

様

筑紫野市長

印

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の9及び筑紫野市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する規則第6条第1項の規定により、下記のとおり（指定を取り消しました・指定の一部の効力を停止しました・指定の全部の効力を停止しました）ので通知します。

記

- 1 申請者の名称
- 2 代表者の職氏名
- 3 事業所の名称及び所在地
- 4 指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の年月日
- 5 介護保険事業所番号
- 6 サービスの種類
- 7 理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、筑紫野市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、筑紫野市（訴訟において筑紫野市を代表する者は筑紫野市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること、又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。